



平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長 藤田 博久
(コード番号 8 7 1 4 東証第 1 部)
問合せ先 企画部長 宮田 浩二
(TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 5 期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 26 年 3 月 31 日より施行された国内基準行に係る新しい自己資本比率規制においては、強制転換条項付優先株式を規制上の自己資本に算入することができるとされており、こうした自己資本比率規制の変更に対応すべく、当社を取り巻くマーケット環境等に応じて、将来かかる強制転換条項付優先株式の発行を機動的に行うことができるよう、第四種優先株式及び第五種優先株式の発行手続の柔軟性の向上並びに第六種優先株式及び第七種優先株式の各 6 回にわたる発行を可能とするため、次のとおり所要の変更又は規定の新設を行うものであります。
- ① 第四種優先株式及び第五種優先株式について、複数回の発行回数を設け、それぞれ複数回に分割した発行を可能とするために規定を変更するものであります（定款変更案第 6 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 3 項及び第 4 項、第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 17 条の 3 第 1 項及び第 2 項）。ただし、発行可能種類株式総数の合計が、現行定款の第四種優先株式及び第五種優先株式の発行可能種類株式総数を超えることがないよう、定款変更案第 6 条第 2 項但書を追加するものであります。
 - ② 新たに第 1 回ないし第 6 回第六種優先株式に関する規定を新設するものであります（定款変更案第 6 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 17 条第 5 項、第 17 条の 2 第 3 項、第 17 条の 3 第 3 項及び第 27 条第 3 項）。
 - ③ 新たに第 1 回ないし第 6 回第七種優先株式に関する規定を新設するものであります（定款変更案第 6 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 17 条第 6 項、第 17 条の 3 第 4 項及び第 27 条第 3 項）。
- (2) 第一種優先株式を全て消却したことに伴い、第一種優先株式に関する部分を削除するものであります（現行定款第 6 条第 2 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項）。
- (3) その他上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります（定款変更案第 17 条及び第 27 条）。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

なお、かかる定款変更は、普通株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の各種類の株式に係る種類株主による種類株主総会において定款変更案をご承認いただくことを条件として、その効力が生じるものいたします。

3. 定款変更の日程（予定）

- | | |
|------------------------------|------------------|
| (1) 取締役会開催日 | 平成 26 年 5 月 30 日 |
| (2) 定時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催日 | 平成 26 年 6 月 27 日 |
| (3) 定款変更案の効力発生日（予定） | 平成 26 年 6 月 27 日 |

以 上

別 紙

【定款変更案】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条 文 省 略)	第 6 条 (現 行 ど お り)
② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>ただし、第 1 回ないし第 3 回第四種優先株式（以下、併せて「第四種優先株式」といい、第 1 回ないし第 3 回第四種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第四種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて 30,000,000 株、第 1 回ないし第 3 回第五種優先株式（以下、併せて「第五種優先株式」といい、第 1 回ないし第 3 回第五種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第五種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて 30,000,000 株、第 1 回ないし第 6 回第六種優先株式（以下、併せて「第六種優先株式」といい、第 1 回ないし第 6 回第六種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第六種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて 60,000,000 株、第 1 回ないし第 6 回第七種優先株式（以下、併せて「第七種優先株式」といい、第 1 回ないし第 6 回第七種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第七種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて 60,000,000 株をそれぞれ超えないものとする。</u>
普通株式 850,050,000 株	普通株式 850,050,000 株
<u>第一種優先株式 22,200,000 株</u>	(削 除)
第二種優先株式 27,750,000 株	第二種優先株式 27,750,000 株
第三種優先株式 30,000,000 株	第三種優先株式 30,000,000 株
<u>第四種優先株式 30,000,000 株</u>	<u>第 1 回第四種優先株式 30,000,000 株</u>
	<u>第 2 回第四種優先株式 30,000,000 株</u>
	<u>第 3 回第四種優先株式 30,000,000 株</u>
	<u>第 1 回第五種優先株式 30,000,000 株</u>
	<u>第 2 回第五種優先株式 30,000,000 株</u>
<u>第五種優先株式 30,000,000 株</u>	<u>第 3 回第五種優先株式 30,000,000 株</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 14 条 当社は、第 50 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p><u>第一種優先株式 1株につき 980 円を 18.5 で除した金額</u></p> <p>第二種優先株式 1株につき 1,020 円を 18.5 で除した金額</p> <p>第三種優先株式、<u>第四種優先株式及び第五種優先株式</u></p> <p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限</p>	<p>第 1 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 2 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 3 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 4 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 5 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 6 回第六種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 1 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 2 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 3 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 4 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 5 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p>第 6 回第七種優先株式 60,000,000 株</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 14 条 当社は、第 50 条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第二種優先株式 1株につき 1,020 円を 18.5 で除した金額</p> <p>第三種優先株式、<u>第 1 回ないし第 3 回第四種優先株式、第 1 回ないし第 3 回第五種優先株式、第 1 回ないし第 6 回第六種優先株式及び第 1 回ないし第 6 回第七種優先株式</u></p> <p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10% を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>とする。</p> <p>②・③ (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p><u>第一種優先株式 1株につき 25,000円を18.5で除した金額</u></p> <p>第二種優先株式 1株につき 20,000円を18.5で除した金額</p> <p>第三種優先株式、第四種優先株式及び第五種優先株式</p> <p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成25年4月1日以降の日で、<u>第一種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「第一種優先株式取得日」という。)</u>をもって、<u>第一種優先株式1株につき25,000円を18.5で除した金額に、第一種優先株式の優先配当金の額を第一種優先株式取得日の属する事業年度の初日(同日含む。)</u>から<u>第一種優先株式取得日の前日(同日含む。)</u>までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3</p>	<p>とする。</p> <p>②・③ (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>(削 除)</p> <p>第二種優先株式 1株につき 20,000円を18.5で除した金額</p> <p>第三種優先株式、<u>第1回ないし第3回</u>第四種優先株式、<u>第1回ないし第3回</u>第五種優先株式、<u>第1回ないし第6回</u>第六種優先株式及び<u>第1回ないし第6回</u>第七種優先株式</p> <p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>優先株主は、第六種優先株式を有する優先株主及び第七種優先株式を有する優先株主を除き、</u>優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p><u>位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)</u> <u>を加算した額の金銭の交付と引換えに、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ 当社は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、<u>かかる</u>第四種優先株式を取得するのと引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>⑤ 当社は、第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第五種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、<u>かかる</u>第五種優先株式を取得するのと引換えに、第五種優先株式1株につき、第五種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第17条 (現行第17条第2項のとおり)</p> <p>② (現行第17条第3項のとおり)</p> <p>③ 当社は、<u>各</u>第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、<u>当該各</u>第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、<u>当該各</u>第四種優先株式を取得するのと引換えに、<u>当該各</u>第四種優先株式1株につき、<u>当該各</u>第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて<u>当該各</u>第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>④ 当社は、<u>各</u>第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、<u>当該各</u>第五種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、<u>当該各</u>第五種優先株式を取得するのと引換えに、<u>当該各</u>第五種優先株式1株につき、<u>当該各</u>第五種優先株式の払込金額相当額を踏まえて<u>当該各</u>第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>⑤ 当社は、各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、<u>取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該各第六種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u>この場合、当社は、<u>当該各第六種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第六種優先株式1株につき、当該各第六種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>⑥ 当社は、各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、<u>取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>⑥ (条文省略)</p> <p>(優先株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第 17 条の 2 第四種優先株式を有する優先株主(以下「<u>第四種優先株主</u>」という。)は、第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当社に対して、自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、<u>第四種優先株主</u>がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該<u>第四種優先株主</u>に対し、当該<u>第四種優先株主</u>が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額(当初、当社の普通株式の時価を基準として第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</p> <p>② 第五種優先株式を有する優先株主(以下「<u>第五種優先株主</u>」という。)は、第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当社に対して、自己の有する第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、<u>第五種優先株主</u>がかかる取得の請求をした第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該<u>第五種優先株主</u>に対し、当該<u>第五種優先株主</u>が取得の請求をした第五種優先株式数に</p>	<p><u>能な範囲で、当該各第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該各第七種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第七種優先株式 1 株につき、当該各第七種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>⑦ (現行第 17 条第 6 項のとおり)</p> <p>(優先株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第 17 条の 2 各第四種優先株式を有する優先株主は、<u>当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当社に対して、自己の有する当該各第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第四種優先株式数に当該各第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額(当初、当社の普通株式の時価を基準として当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。)で除した数の普通株式を交付するものとする。各第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>② 各第五種優先株式を有する優先株主は、<u>当該各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当社に対して、自己の有する当該各第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第五種優先株式数に当該各第五種優先株式</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額（当初、当会社の普通株式の時価を基準として第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（優先株式の普通株式を対価とする取得条項）</p> <p>第17条の3 当社は、前条第1項に定める期間の末日までに当会社に取得されていない第四種優先株式の全てを、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該第四種優先株式を取得するのと引換えに、各<u>第四種</u>優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した</p>	<p>1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額（当初、当会社の普通株式の時価を基準として<u>当該各第五種優先株式</u>の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。）で除した数の普通株式を交付するものとする。各第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>③ <u>各第六種優先株式を有する優先株主は、当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する当該各第六種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第六種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第六種優先株式数に当該各第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額（当初、当会社の普通株式の時価を基準として当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。）で除した数の普通株式を交付するものとする。各第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>（優先株式の普通株式を対価とする取得条項）</p> <p>第17条の3 当社は、前条第1項に定める期間の末日までに当会社に取得されていない<u>各</u>第四種優先株式の全てを、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、<u>当該各</u>第四種優先株式を取得するのと引換えに、<u>当該各</u>第四種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する<u>当該各</u>第四種優先株式数に<u>当該各</u>第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>② 当社は、前条第2項に定める期間の末日までに当 会社に取得されていない第五種優先株式の全てを、 当該日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、 当該第五種優先株式を取得するのと引換えに、 各第五種優先株主に対し、その有する第五種優先株 式数に第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額 を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の 普通株式を交付するものとし、その詳細は第五種優 先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定 める。当社は、当該決議によって交付すべき普通 株式数の上限及び下限の算定方法を定めることがで きる。第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき 普通株式の数に1株に満たない端数がある場合に は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通 株式を交付するものとし、その詳細は<u>当該各第四種</u> 優先株式の発行に先立って取締役会の決議によつて 定める。当社は、当該決議によって交付すべき普 通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることが できる。<u>各第四種優先株式の取得と引換えに交付す</u> <u>べき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合</u> <u>には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>② 当社は、前条第2項に定める期間の末日までに当 会社に取得されていない<u>各第五種優先株式の全て</u> を、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当 社は、<u>当該各第五種優先株式を取得するのと引換</u> <u>えに、当該各第五種優先株式を有する各優先株主</u> <u>に対し、その有する当該各第五種優先株式数に当該各</u> <u>第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じ</u> <u>た額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株</u> <u>式を交付するものとし、その詳細は当該各第五種優</u> <u>先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定</u> <u>める。当社は、当該決議によって交付すべき普通</u> <u>株式数の上限及び下限の算定方法を定めることがで</u> <u>きる。各第五種優先株式の取得と引換えに交付すべ</u> <u>き普通株式の数に1株に満たない端数がある場合に</u> <u>は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>③ 当社は、前条第3項に定める期間の末日までに当 会社に取得されていない<u>各第六種優先株式の全て</u> を、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当 社は、<u>当該各第六種優先株式を取得するのと引換</u> <u>えに、当該各第六種優先株式を有する各優先株主</u> <u>に対し、その有する当該各第六種優先株式数に当該各</u> <u>第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じ</u> <u>た額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株</u> <u>式を交付するものとし、その詳細は当該各第六種優</u> <u>先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定</u> <u>める。当社は、当該決議によって交付すべき普通</u> <u>株式数の上限及び下限の算定方法を定めることがで</u> <u>きる。各第六種優先株式の取得と引換えに交付すべ</u> <u>き普通株式の数に1株に満たない端数がある場合に</u> <u>は、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章の2 種類株主総会 (種類株主総会の決議方法)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>④ <u>当社は、各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、当該各第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、当該各第七種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する当該各第七種優先株式数に当該各第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は当該各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。各第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章の2 種類株主総会 (種類株主総会の決議方法等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、各第六種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会及び各第七種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>